



# 鳥取県公報

平成 21 年 8 月 28 日 (金)  
第 8 1 2 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の廃止 (539) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (540) (〃) . . . . . 2
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (541) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (542) (〃) . . . . 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (543) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第539号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月28日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社ハマサキ	株式会社ハマサキ 福祉・保険グループ	鳥取市川端四丁目 202	平成21年8月12日	福祉用具貸与 特定福祉用具販売

## 鳥取県告示第540号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月28日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社ハマサキ	株式会社ハマサキ 福祉・保険グループ	鳥取市川端四丁目 202	平成21年8月12日	介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売

## 鳥取県告示第541号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月28日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会医療法人	倉吉市山根43	グループホーム・	倉吉市山根43	共同生活介護	平成21年8月

仁厚会		ケアホームハピネス		共同生活援助	1日
-----	--	-----------	--	--------	----

**鳥取県告示第542号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月28日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会医療法人 仁厚会	倉吉市山根43	グループホームハピネス	倉吉市山根43	共同生活援助	平成21年7月 31日

**鳥取県告示第543号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月28日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人 大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町 赤坂764	大山町社会福祉協議会 支援訪問介護 だいせん	西伯郡大山町末長 503	居宅介護 重度訪問介護	平成21年8月 1日